

暫定排水基準の適用状況(ほう素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例						
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準						
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定				
ほうろう鉄器製造業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	↘	海域	230	-	海域	10	50
				その他の地域	-	-					その他の地域、海域	10	50
	海域	230	-	上水道水源地域	1	-		その他の地域、海域	10	50			
				その他の地域	-	-		その他の地域、海域	10	50			
うわ薬製造業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	↘	海域	230	-	海域	10	50
				その他の地域	-	-					その他の地域、海域	10	50
	海域	230	-	上水道水源地域	1	-		その他の地域、海域	10	50			
				その他の地域	-	-		その他の地域、海域	10	50			
うわ薬瓦の製造に供するものを製造するもの	海域以外	10	150 →140	上水道水源地域	1	-	↘	海域	230	-	海域	10	150
			その他の地域	-	-	その他の地域、海域					10	150	
	海域	230	-	上水道水源地域	1	-		その他の地域、海域	10	150			
				その他の地域	-	-		その他の地域、海域	10	150			
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するもの)	海域以外	10	150 →120	上水道水源地域	1	-	↘	海域	230	-	海域	10	150
			その他の地域	-	-	その他の地域、海域					10	150	
	海域	230	-	上水道水源地域	1	-		その他の地域、海域	10	150			
				その他の地域	-	-		その他の地域、海域	10	150			
貴金属製造・再生業	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	↘	海域	230	-	海域	10	50
				その他の地域	-	-					その他の地域、海域	10	50
	海域	230	-	上水道水源地域	1	-		その他の地域、海域	10	50			
				その他の地域	-	-		その他の地域、海域	10	50			

暫定排水基準の見直し(案):ほう素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を140mg/Lに強化することが考えられる。	150 →140
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を120mg/Lに強化することが考えられる。	150 →120
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50

暫定排水基準の適用状況(ほう素)

(省令排水基準(暫定)欄の「→数値」は、省令改正後の暫定排水基準値)

暫定排水基準適用業種	水質汚濁防止法						生活環境保全条例				
	省令排水基準			上乗せ条例排水基準			生環条例排水基準				
	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定	排出地域	一律	暫定		
金属鉱業	海域以外	10	150 →100	上水道水源地域	1	-	/				
	海域	230	-	その他の地域	-	-					
電気めっき業	海域以外	10	50 →40	上水道水源地域	1	-	/				
	海域	230	-	その他の地域	-	-					
ほう酸製造業	海域以外	10	80 →暫定基準を廃止(10)	上水道水源地域	1	-	/				
	海域	230	-	その他の地域	-	-					
					上水道水源地域	1	-	生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。
				その他の地域、海域	10	80					
旅館業(温泉を利用するもの)	海域以外	10	500	上水道水源地域	-	-	/				
	海域	230	-	その他の地域	-	-					
下水道業(旅館業(温泉を利用するもの)に属する特定事業場から排出される水を受け入れているもので一定の条件(*)に該当するもの)	海域以外	10	50	上水道水源地域	1	-	/				
	海域	230	-	その他の地域	-	-					

(*) $\sum Ci \cdot Qi / Q$ が10を超えるもの。
 Ci: 旅館業に属する特定事業場の排水の通常のほう素濃度
 Qi: 旅館業に属する特定事業場の通常の排水量
 Q: 当該下水道の通常の排水量

暫定排水基準の見直し(案):ほう素

条例の別	地域	府域での該当事業場の有無及び実測排水濃度	基本的考え方の当てはめ等	暫定排水基準案																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を100mg/Lに強化することが考えられる。	150 →100																		
上乗せ条例	海域	有	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>届出日平均排水量</th> <th>データ数</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> <th>最大値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>860</td> <td>3</td> <td>1.1</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>25</td> <td>4</td> <td>1.5</td> <td>4.5</td> <td>5.9</td> </tr> </tbody> </table> ・府域で該当する2事業場の実測最大排水濃度は5.9mg/L。 ・考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を40mg/Lに強化することが考えられる。	事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値	A社	860	3	1.1	1.7	2.6	B社	25	4	1.5	4.5	5.9	50 →40
事業場	届出日平均排水量	データ数	最小値	平均値	最大値																	
A社	860	3	1.1	1.7	2.6																	
B社	25	4	1.5	4.5	5.9																	
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	80→ 暫定基準を廃止(10)																		
生環条例	その他の地域、海域	無	考え方4にのっとれば、省令改正に伴い、暫定排水基準を廃止することが考えられる。	80→ 暫定基準を廃止(10)																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準500mg/Lを適用することが考えられる。	500																		
上乗せ条例	海域	無	考え方3にのっとれば、引き続き暫定排水基準50mg/Lを適用することが考えられる。	50																		

上記以外の業種	水質汚濁防止法				生活環境保全条例	
	排出地域	省令排水基準	排出地域	上乗せ条例排水基準	排出地域	生環条例排水基準
	海域以外	10	上水道水源地域	1	/	
海域	230	その他の地域	-			
				上水道水源地域	1	
				その他の地域	10	